

雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）



(1) 被保険者番号	5114 - 505182 - 2	(3) フリガナ	ミヤチ イオリ	(4) 離職	令和	年	7	月	2	日	25
(2) 事業所番号	1308 - 664362 - 7	離職者氏名	宮地 衣織	年月日							
(5) 名称	株式会社TASUKE		(6) 離職者の	〒675 - 0017		加古川市野口町良野1547		エスタ古川101			
事業所所在地	東京都新宿区西新宿4丁目15-3 住友不動産西新宿ビル3号館7階		住所又は居所	電話番号		090 - 5245 - 9939					
電話番号	03 - 4530 - 0207		離職票交付	令和 7年 4月 7日		(交付番号		25-00941268 番)			
住所	東京都新宿区西新宿4丁目15-3 住友不動産西新宿ビル3号館7階		事業主氏名	株式会社TASUKE 代表取締役 矢田 佐江子		新宿公共職業安定所					

離職の日以前の賃金支払状況等

(8) 被保険者期間算定対象期間	(9) (8)の期間における賃金支払基礎日数	(10) 賃金支払対象期間	(11) (10)の基礎日数	(12) 賃金額			(13) 備考	
				[A]	[B]	計		
(A) 一般被保険者等	(B)短期雇用特例被保険者	離職日	離職日	離職日	離職日	離職日	離職日	
離職日の翌日	2月 26日							
1月 26日 ~ 離職日	離職月	0日	1月 26日 ~ 離職日	0日	0	0		
12月 26日 ~ 1月 25日	月	0日	12月 26日 ~ 1月 25日	0日	0	0		
11月 26日 ~ 12月 25日	月	13日	11月 26日 ~ 12月 25日	13日	0	135279	135279	
10月 26日 ~ 11月 25日	月	17日	10月 26日 ~ 11月 25日	17日	0	168207	168207	
9月 26日 ~ 10月 25日	月	17日	9月 26日 ~ 10月 25日	17日	0	176800	176800	
9月 4日 ~ 9月 25日	月	12日	9月 4日 ~ 9月 25日	12日	0	124800	124800	
月 日 ~ 月 日	月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				

(14) 賃金に関する特記事項	
-----------------	--

(04 \*\*\*\*)

社会保険労務士記載欄	作成年月日:提出代行者:事務代理者の表示	氏名	電話番号
	令和 7年 4月 1日	熊沢 奈実	03 - 6384 - 2345

事業主は、公共職業安定所からこの離職証明書（事業主控）の返付を受けたときは、これを4年間保管し、関係職員が要求があったときは提示すること。本手続きは電子申請による申請も可能です。本手続きについて、電子申請により行う場合には、被保険者が離職証明書の内容について確認したことを証明することができるものを本離職証明書の提出と併せて送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることができます。また、本手続きについて社会保険労務士が電子申請による本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

17条付記
-------

7 離職理由欄... 事業主の方は、離職者の主たる離職理由が該当する理由を左の事業主記入欄の中から選択し、下の具体的事情記載欄に具体的事情を記載してください。  
【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があり、適正に記載してください。】

事業主記入欄	離職理由
1 事業所の倒産等によるもの ..... (1) 倒産手続開始、手形取引停止による離職 ..... (2) 事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職 2 定年によるもの ..... 定年による離職（定年 歳） 定年後の継続雇用 [ ] を希望していた（以下のaからcまでのいずれかを1つ選択してください） 定年後の継続雇用 [ ] を希望していなかった i a 就業規則に定める解雇事由又は退職事由（年齢に係るものを除く。以下同じ。）に該当したため（解雇事由又は退職事由と同一の事由として就業規則又は労使協定に定める「継続雇用しないことのできる事由」に該当する離職した場合も含む。） i b 平成25年3月31日以前に労使協定により定めた継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準に該当しなかったため i c その他（具体的理由：） 3 労働契約期間満了等によるもの ..... (1) 採用又は定年後の再雇用時等あらかじめ定められた雇用期限到来による離職 （1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回） （当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を短縮し、その上限到来による離職に該当する・しない） （当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当する・しない） （定年後の再雇用時にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職である・ない） （4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が定められ、この上限到来による離職である・ない） ある場合（同一事業所の有期雇用労働者に一律に4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が平成24年8月10日前から定められていた・いなかった） ..... (2) 労働契約期間満了による離職 i [ 1 ] 下記 [ 2 ] 以外の労働者 （1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回） （契約を更新又は延長することの確約・合意の [ ] 有・ [ ] 無（更新又は延長しない旨の明示の [ ] 有・ [ ] 無）） （直前の契約更新時に雇止め通知の [ ] 有・ [ ] 無） （当初の契約締結後に不更新条項の追加が [ ] 有・ [ ] ない） 労働者から契約の更新又は延長 [ ] を希望する旨の申出があった [ ] を希望しない旨の申出があった の希望に関する申出はなかった i [ 2 ] 労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者 （1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回） （契約を更新又は延長することの確約・合意の [ ] 有・ [ ] 無（更新又は延長しない旨の明示の [ ] 有・ [ ] 無）） 労働者から契約の更新又は延長 [ ] を希望する旨の申出があった [ ] を希望しない旨の申出があった の希望に関する申出はなかった i a 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否したことによる場合 i b 事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかったことによる場合（指示した派遣就業が取りやめになったことによる場合を含む。） （aに該当する場合は、更に下記の5のうち、該当する主たる離職理由を更に1つ選択してください。該当するものがない場合は下記の6を選択した上、具体的な理由を記載してください。） ..... (3) 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職 ..... (4) 移籍出向 4 事業主からの働きかけによるもの ..... (1) 解雇（重責解雇を除く。） ..... (2) 重責解雇（労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇） ..... (3) 希望退職の募集又は退職勧奨 ..... [ 1 ] 事業の縮小又は一部休廃止に伴う人員整理を行うためのもの ..... [ 2 ] その他（理由を具体的に） 5 労働者の判断によるもの ..... (1) 職場における事情による離職 ..... [ 1 ] 労働条件に係る問題（賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等）があったと労働者が判断したため ..... [ 2 ] 事業主又は他の労働者から就業環境が悪く害されるような言動（故意の排斥、嫌がらせ等）を受けたと労働者が判断したため ..... [ 3 ] 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題（休業等の申出拒否、妊娠、出産、休業等を理由とする不利益取扱い）があったと労働者が判断したため ..... [ 4 ] 事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職 ..... [ 5 ] 職種転換等に適応することが困難であったため（教育訓練の [ ] 有・ [ ] 無） ..... [ 6 ] 事業所移転により通勤困難となった（なる）ため（旧（新）所在地：） ..... [ 7 ] その他（理由を具体的に） ..... (2) 労働者の個人的な事情による離職（一身上の都合、転職希望等） b ..... 6 その他（1 - 5のいずれにも該当しない場合） （理由を具体的に 音信不通のための契約解除）	

具体的事情記載欄（事業主用）必ず記載してください。  
音信不通のための契約解除

注1 離職証明書の提出の際には、(7)欄の離職理由を確認できる資料をご持参ください。詳しくは「雇用保険被保険者離職証明書についての注意」をご覧ください。  
注2 虚偽の離職理由を記載して、失業等給付を受けたり又は受けようとした場合には不正受給として処分されますので、適正に記載してください。事業主が不正行為をした場合にも、不正に受給した者と連帯して、同様に処分されますのでご注意ください。